

「国際交流」に係る自己点検・評価書

基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

本学は、教員養成大学として、「異文化理解マインドを持った教員の養成」と「国際レベルでの学校教育とその教育者養成の研究推進」の2つを目標に掲げ、国際交流の推進に取り組んでいる。

平成14年には国際交流・留学生交流の充実・発展を担う組織として「国際交流推進室」を発足させ、平成16年の国立大学法人化とともに国際交流担当の学長特別補佐を配置している。

本学は6か国7大学（平成18年4月現在）と交流協定を取り交わしており、学内にコーディネーターの教員を配置して、協定校との学术交流、学生交流を推進している。

本学では、その創設当初より、国際交流と異文化理解を目的とした学部及び大学院の授業科目「海外教育（特別）研究」を開講し、海外の協定校等において学生の海外研修を毎年実施している。本学では、この科目をはじめとして数多くの異文化理解、国際理解教育に関する科目を学部及び大学院に開設しており、また、外国人教員による英語科目が学部の必修科目として開設するなど、学生の外国語コミュニケーション能力の育成を推進している。

外国人留学生は、アジアを主とした諸国・地域からの国費・私費留学生が、毎年平均40名程度在籍しており、その大部分は大学院で学ぶ学生である。本学では国際交流推進室を中心に、学内の各組織や地域の団体と連携して、留学生の支援と交流活動に取り組んでいる。

学内には、外国人留学生と外国人研究者受入れのための居住施設として国際学生宿舎が設置されており、日本人学生を交えた国際交流の場としても活用されている。

2 目的

本学では、国際交流・留学生交流を推進するための指針として、平成14年6月19日に「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」を策定した。そこでは、本学の国際交流推進の目標として、次の4項目を掲げている。

(1) 学生の海外派遣の充実

国際社会で活躍できる人材を育成するためには、学生に、外国語の習得だけでなく、異なる文化的背景を有する人々と共に学び生活することなどを通じて、相手の立場を理解しようとする感覚を身につけさせるとともに、国境を越えた適応能力を獲得させることが大切である。

このためには、できる限り若いうちに異文化体験を得させることが重要であり、短期留学による日本人学生の海外派遣を一層拡充、支援したり、海外でのインターンシップの推進や、フィールドワーク等の単位化を促進したりするなどの方策を充実することが必要である。

(2) 若手教員等の海外派遣の充実

学生の指導に当たる教員自身の国際感覚を高めるとともに、我が国の大学の「知」を積極的に海外に提供していく観点から、教員の海外派遣を充実することが必要である。

また、国際感覚に富んだ若手の教員や研究者を育成する観点から、若手教員を積極的に海外に送り出すことが必要である。

(3) 留学生受入れの推進

大学の教育研究の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化に向けて大学改革を推進することは、留学生の受入れの基盤となるものであり、また、留学生の受入れを拡大することは、本学の大学改革をさらに促進することにもつながるものである。

(4) 異文化理解マインドをもった教員の養成

我が国と諸外国相互の研究・教育の国際化・活性化を促すとともに、国際理解の推進と国際協力の精神の醸成に寄与するという観点から、教育現場においては、異文化理解教育が重要な課題となり、異文化理解マインドを持った教員の養成を目指して行かなくてはならない。

異文化理解マインドを持った教員は、教育現場において、豊かな国際感覚・国際協力の精神をもった子どもたちを育成することになる。

教員養成大学である本学においては、これまでの教師教育に加え、今後は異文化理解に関する研究・教育を実践し、異文化理解マインドを持った教員を養成していくことが、社会的な使命の一つであると考えている。

自己点検・評価

1 基準10-1：海外からの教職員の受入れ及び教職員の派遣が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-1-1：外国人教職員の受入れが活発に行われているかどうか。また、その際の支援制度が整っているか。

(観点・指標に係る状況)

本学では、大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めている。その中で、国内外を問わず優れた人材確保に向け外国人の雇用促進を図ることとしている。このことを受け、教員公募の際には、「国籍は問わない」ことを応募条件に明記している。(別添資料10-1-1「国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針」、別添資料10-1-2「第31回教育研究評議会議事要旨(抜粋)」参照)

また、本学に外国人教師の職種を置き、本学の外国語関連授業科目を担当させる上で高度の専門的学識又は技能を有する外国人を常勤の教師として期間を定めて雇用できる制度を設けている(別添資料10-1-3「国立大学法人上越教育大学外国人教師就業規程」参照)。

過去5年間における外国人教員の受入れは、以下の表のとおりである。

国 籍	職 種	所 属 講 座	受入れ期間
中国	助教授	生活・健康系教育講座 技術分野	平成8年4月1日 ~
アメリカ合衆国	外国人教師	言語系教育講座 外国語分野	平成13年4月1日 ~ 平成18年3月31日
イギリス	外国人教師	言語系教育講座 外国語分野	平成18年4月1日 ~

受入れに係る支援については、教育・研究に関しては所属講座の教員が行っている。なお、総務課人事・労務チームが外国人教員及び外国人教師の採用に関する事務手続の窓口となっており、採用関係の支援を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、上記のとおり、教員人事に係る基本方針において、外国人教員の雇用促進を明記していること、雇用のための制度が整えられ、実施していると判断できる。また、外国語関連科目の授業を実施するに当たり、その目的を達成するために外国人教師を雇用し教育の充実を図っており、この点においても外国人教員の受入れを積極的に行っていると判断できる。

受入れに係る支援については、所属講座及び事務局において行っており、その体制が整っていると判断する。

観点10-1-1 : 外国人教員が採用されているか。

(観点・指標に係る状況)

観点10-1-1 に記述したとおり、本学においては、外国人教員の雇用促進を図っている。

平成18年4月には、英語母語発話者の直接指導による学生の英語会話力の養成及び表現力の養成のため、任期満了となった外国人教師の後任として、英語関連科目を担当する外国人教師を採用した。

平成18年5月1日現在において、外国籍の助教授1人及び英語関連授業科目を担当する外国人教師1人を雇用している。(資料観点10-1-1 中の表参照)

(分析結果とその根拠理由)

優れた外国人教員が採用されている。

国内外を問わず優れた人材を確保するという基本方針により、本学では外国人の助教授1人を雇用している。

また、英語関連科目を担当する外国人教師1人を雇用し、英語母語発話者の直接指導による学生の英語会話力の養成及び表現力の養成という目的を達成している。

観点10-1-2 : 教職員の海外派遣が活発に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

過去3か年(平成15年度～平成17年度)における教職員の派遣実績は、[表3-1～3-3]のとおりである。

[表3-1:平成15年度]

派遣国	用務・経費	研究用務													計	その他の用務		
		本学運営経費	文部科学省事業	日本学術振興会	科学技術振興機構	科学研究費補助金	科学技術振興調整費	日本学術会議	国際協力機構	国際交流基金	その他政府関係機関	民間団体	外国政府・国際機関	私費				
ア	ネパール												1				1	
ジ	マレーシア																1	1
ア	インドネシア					1												1
	韓国	2				8											6	16
	中国	2				2	1										2	7
	カンボジア																1	1
	(小計)	4				11	1						1				10	27
中	イスラエル																1	1
東	(小計)																1	1
アフリカ	ナミビア					1												1
	(小計)					1												1
オーストラリア	オーストラリア																	
オーストラリア	(小計)																	3
北米	アメリカ	1	2(1)			4							1				10	18(1)
	カナダ																	1

	(小計)	1	2(1)			4					1	10	18(1)	4
ヨーロッパ	フィンランド					1					1		2	
	スウェーデン					1							1	
	ノルウェー		1										1	
	イギリス	1				5						1	7	3
	ベルギー					1							1	
	オランダ		1			1							2	
	ドイツ		2(1)									3(1)	5(2)	
	フランス		1				3					5	9	1
	スペイン													1
	イタリア		1				2					2	5	
	ロシア						1						1	
		(小計)	1	6(1)			15					1	11(1)	34(2)
合計		6	8(2)			31	1				3	32(1)	81(3)	22

()内の数値は、派遣期間が30日を超えるもので、内数を示す。

平成15年度における教職員の海外派遣人数は、22か国、延べ103人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、文部科学省在外研究員（2件）及び私費による研修（1件）であった。

その他の用務による派遣の内訳は、海外協定校との交流打合せのための派遣（11件）、国立大学・学部附属学校教官海外派遣への参加（1件）、海外教育（特別）研究の引率（3件）、韓国教員大学校短期留学プログラムの引率（3件）、附属中学校韓国交歓（訪問）の生徒引率（3件）である。

【表3-2：平成16年度】

派遣国	用務・経費	研究用務													計	その他の用務
		本学運営経費	文部科学省事業	日本学術振興会	科学技術振興機構	科学研究費補助金	科学技術振興調整費	日本学術会議	国際協力機構	国際交流基金	その他政府関係機関	民間団体	外国政府・国際機関	私費		
アジア	タイ	1													1	
	マレーシア					2									2	
	シンガポール					3									3	
	インドネシア					1									1	
	韓国	4				5							3		12	
	中国	5				3	1						4		13	
	カンボジア	1													1	
	台湾					1							2		3	2
		(小計)	11				15	1					9		36	2
アフリカ	ナミビア					1									1	
	(小計)					1								1		
オーストラリア	ニュージーランド					1							1		2	
	(小計)					1							1		2	

北 米	アメリカ	4	2 (2)			2						1		7	16(2)	3
	(小計)	4	2 (2)			2						1		7	16(2)	3
ヨ ー ロ ッ パ	フィンランド					2									2	
	スウェーデン					1									1	
	ノルウェー					1									1	
	デンマーク					1									1	
	イギリス	1	1 (1)			6								3	11(1)	
	ドイツ		1 (1)											1	2 (1)	
	フランス													3	3	
	イタリア					2								1	3	
	オーストリア													1	1	
	ロシア	1				1									2	
	(小計)	2	2 (2)			14								9	27(2)	
合 計	17	4 (4)			33	1							1	26	82(4)	5

()内の数値は、派遣期間が30日を超えるもので、内数を示す。

平成16年度における教職員の海外派遣人数は、21か国、延べ87人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、文部科学省在外研究員（1件）及び文部科学省「海外先進教育研究実践支援プログラム」（2件）であった。

その他の用務による派遣の内訳は、海外の大学との交流打合せ及び視察のための派遣（2件）、海外教育（特別）研究の引率（3件）である。

【表3 - 3：平成17年度】

派遣国	用務・ 経費	研 究 用 務													計	そ の 他 の 用 務
		本学運 営経費	文部科 学省事 業	日本学 術振興 会	科学技 術振興 機構	科学研 究費補 助金	科学技 術振興 調整費	日本学 術会議	国際協 力機構	国際交 流基金	その他 政府関 係機関	民間団 体	外国政 府・国 際機関	私費		
ア ジ ア	パキスタン												1		1	
	タイ					3									3	
	シンガポール													1	1	
	韓国	2				1								4	7	4
	ベトナム	1													1	
	中国	5				9					1			5	20	
	台湾	1				1						2	1	1 (1)	6 (1)	1
	(小計)	9				14					1	3	1	11(1)	39(1)	5
中 東	トルコ					1									1	5
	(小計)					1									1	5
ア フリ カ	マダガスカル					1 (1)									1 (1)	
	ナミビア					1									1	
	(小計)					2 (1)									2 (1)	

北 ア 米	オーストラリア											1			1	1
	(小計)											1			1	1
北 米	カナダ	1													1	
	アメリカ	5	2 (2)	1		4						3		5 (1)	20(3)	2
	(小計)	6	2 (2)	1		4						3		5 (1)	21(3)	2
ヨ ー ロ ッ パ	イギリス	2				4						1		2	9	
	ドイツ	2												2	4	
	イタリア													2	2	
	ギリシャ					1									1	4
	ロシア										1				1	
	スロバキア					1									1	
	(小計)	4				6						1	1	6	18	4
合 計	19	2 (2)	1		27(1)						2	8	1	22(2)	82(5)	17

()内の数値は、派遣期間が30日を超えるもので、内数を示す。

平成17年度における教職員の海外派遣人数は、19か国、延べ99人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、文部科学省「海外先進教育研究実践支援プログラム」(2件)、科学研究費補助金による研究出張(1件)及び私費による研修(1件)であった。

その他の用務による派遣の内訳は、海外の大学との交流打合せ及び視察のための派遣(9件)、海外教育(特別)研究の引率(2件)、英語研修・海外インターンシッププログラムの開発(1件)、研究出張の補助(1件)、附属中学校韓国交歓(訪問)の生徒引率(4件)である。

なお、上記3か年に実施された研究用務による派遣実績を職種別に示すと以下の表のとおりとなる。

	教 授	助教授	講 師	助 手	その他	計
平成15年度	28	36	9	7	1	81
平成16年度	27	41	9	4	1	82
平成17年度	32	41	2	4	3	82

本学では、平成14年度に「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」(別添資料10-1-1-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方(平成14年6月19日運営評議会承認)」参照)を国際交流推進のための方針として策定しており、そこには若手教員等の海外派遣の充実が目標として掲げられている。

これらの方針・目標を達成するための方策の1つとして、平成14年度から学内公募による海外との研究交流の募集を実施している。(別添資料10-1-1-2「平成17年度海外との研究交流の募集について(通知)」参照)

これは、本学の交流協定締結校やその他の海外の大学・研究機関との研究交流を推進するため、本学教員を対象に研究テーマを募集し、海外派遣のための旅費を支給して海外との研究交流を実施するものである。研究テーマについては、本学の交流協定締結校との研究者交流(共同研究など)、本学の中期計画・年度計画及び本学が推進する事業の実施に関連するもの、若手研究者の国際学会等への参加、の3つのカテゴリーについて募集を行っている。本研究交流の実施に当たっては、終了後に研究交流報告書の提出を義務づけるとともに、国際交流推進室主催による報告会を開催し、研究交流の成果の普及を図っている。平成16年度からは教員の派遣に加えて、海外の研究者の招へいも含めて募集を行っており、また、平成17年度からは上述の「上越教育大学に

おける国際交流・留学生交流の在り方」において強調されている若手教員の海外派遣を積極的に推進する観点から、若手研究者の派遣枠を設定して募集を行っており、これらを通じて協定校等との研究者交流の推進及び若手教員等の海外派遣の充実に努めているものである。

過去3か年の「海外との研究交流」募集における海外派遣の応募・採択状況は、以下の表のとおりである。

年度	応募	採択	採択者の内訳	派遣国	備考
平成15年度	14	6	教授2, 助教授3, 講師1	中国, 韓国, アメリカ, イギリス	
平成16年度	8	5	教授2, 助教授2, 講師1	中国, 韓国, アメリカ	注1
平成17年度	6	4	教授1, 助教授3	中国, アメリカ, イギリス, ドイツ	注1 注2

注1：平成16年度, 平成17年度は, 研究者の招へいを各1件採択・実施した。

注2：平成17年度の派遣採択者のうち1件は, 若手教員枠で採択(国際学会派遣)したものである。

教員の海外派遣は, 科学研究費補助金をはじめとする外部資金によるものが大きなウエイトを占めるため, 科学研究費補助金申請のための説明会の開催や日本学術振興会の国際交流事業募集の案内, その他各種研究助成金等の募集に関する情報提供の充実に図っている。

また, 本学として, 文部科学省の競争的資金である「大学教育の国際化推進プログラム」の「海外先進教育研究実践支援」及び「戦略的国際連携支援」への申請についても, 積極的に取り組んでいる。大学教育の国際化推進プログラムの申請・採択状況は, 以下の表のとおりである。

平成16年度	海外先進教育研究実践支援プログラム	3件申請, 2件採択
平成17年度	海外先進教育実践支援プログラム	1件申請, 不採択
	戦略的国際連携支援プログラム	1件申請, 不採択
平成18年度	海外先進教育実践支援プログラム	1件申請, 採択
	海外先進研究実践支援プログラム	2件申請, 1件採択
	戦略的国際連携支援プログラム	1件申請, 不採択

(分析結果とその根拠理由)

教職員の海外派遣は, 若手教員を含め, 活発に行われていると判断される。

平成15年度～平成17年度の研究用務による教職員の海外派遣は, 81件, 82件, 82件であり変化は見られない。また, その中に占める助教授, 講師, 助手の割合は, 合わせて60%前後である。

なお, これを経費別にみると, 本学運営経費による出張が6件, 17件, 19件と増加し, 私費による研修が32件, 26件, 23件と減少している。科学研究費補助金などの外部資金による派遣は, 44件, 39件, 41件であった。平成16年度の法人化による学内経費の取扱いの変化が反映されていると思われる。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

該当なし

(今後の検討課題)

本学の教育研究の国際性を高めるためにも, 教職員の海外派遣をより活発に行う必要がある。そのためには文部科学省の競争的資金や科学研究費補助金その他の外部資金の獲得が重要である。

国立大学の法人化と同時に文部科学省の在外研究員制度が廃止された。教員の長期海外研修の機会をどのよう

に確保するかが課題といえる。

2 基準10-2：海外との教育交流及び学生交流が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-2-：海外協定校との教育交流活動が活発に行われているか。また、そうした活動を奨励する方針が策定されているか。

(観点・指標に係る状況)

平成17年度末の時点での本学の海外協定校は、以下の表のとおり（6か国，7大学・学部）である。

大 学 名	学部名	国 名	協定締結日
ブランドン大学		カナダ	平成2年6月20日
哈爾濱師範大学		中国	平成7年8月8日
韓国教員大学校		韓国	平成8年12月20日
アイオワ大学	教育学部	アメリカ合衆国	平成10年6月2日
北京師範大学		中国	平成13年11月12日
グラスゴー大学	教育学部	イギリス	平成17年7月15日
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学		トルコ	平成17年12月5日

本学では、これらの協定校との交流を推進するため、協定校ごとにコーディネーターの教員を配置し、各種交流の連絡調整を行うとともに、時間帯を設定して学生の留学相談を行っている。

これらの協定大学・学部とは、いずれも学生交流に関する協定書・覚書を取り交わしており、検定料、入学金、授業料を互いに不徴収とした1年以内の短期留学生の派遣・受入を行っている。

過去5か年の短期留学生の派遣・受入の状況は、以下の表のとおりである。

大 学 名		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ブランドン大学 (カナダ)	派遣			1		
	受入					
哈爾濱師範大学 (中国)	派遣			1		
	受入	1				
韓国教員大学校 (韓国)	派遣		1		1	
	受入					
アイオワ大学 (アメリカ合衆国)	派遣					
	受入		1			
北京師範大学 (中国)	派遣					
	受入			1		1

これらの短期留学生は、派遣、受入れともに独立行政法人日本学生支援機構が行っている短期留学推進制度に基づくもので、同機構からの奨学金の交付を受けている。同制度による派遣留学生は、協定校への短期留学希望学生の募集を行い、日本学生支援機構から派遣枠の配当があった場合に、当該派遣留学希望者に対し国際交流推進室が面接等による選考審査を行い、派遣留学生を決定している。なお、英語圏の協定校への留学については受入大学の条件として、TOFELなどの成績による一定基準の英語能力が求められる。また、同制度による受入

留学生は、協定校からの推薦のあった候補者について、特別聴講学生として出願してもらい受入れの審査を行っている。

本学では、「協定校との学生交流を積極的に奨励・推進する」とした中期計画・年度計画に基づき、平成16年度より、留学フェアを開催し、協定校の紹介、協定校における短期研究プログラムの説明、留学体験談の発表、上述の短期留学推進制度に基づく短期留学生の募集案内などを行っている。（留学フェアの内容は、[別添資料10-2-1「平成17年度留学フェア」]のとおり）上述のとおり英語圏への留学については、英語能力のレベルが受入大学の条件として設定されているため、英語コミュニケーション能力向上の必要性についても、学生に周知している。

また、留学フェア以外にも大学ホームページ、「学生生活」（平成17年度より「海外留学・研修」のページを新設）、国際交流推進室発行のニュースレターである「国際交流のひろば」への記事掲載、学部及び大学院の新生オリエンテーションにおけるガイダンスなどにより、協定校及び協定校との交流プログラム並びに海外留学に関する広報、情報提供の強化を図った。

なお、平成17年度には、協定校への短期留学を推進するため、上越教育大学国際交流推進後援会（本学の国際交流推進を支援する学外団体）による短期留学派遣留学生への助成事業（留学費用援助のための奨学金の交付）が新設され、学生への周知を行った。（別添資料10-2-2「派遣留学生助成事業」参照）

協定校のうちハルビン師範大学とは、平成13年度に研究生の受入れに関する協定を取り交わし、同大学から推薦された同大学の卒業生を、本学の研究生及び大学院学生として受け入れている。この協定に基づき、これまで平成14～17年度の間に6名の留学生を本学に受け入れている。（別添資料10-2-3「哈爾濱師範大学からの研究生受入れに関する協定」参照）

協定校との教育交流事業としては、留学生の派遣・受入れ以外には、学部及び大学院の授業科目として実施されている「海外教育（特別）研究」、及び韓国教員大学校との学生交流プログラムがある。

韓国教員大学校との学生交流プログラムは、平成13年度に始まり、学生の派遣と受入れを交互に行う相互交流の短期留学プログラムとして、これまでに5回実施されている。過去の実施状況は、次のとおりである。

- | | | | |
|----|--------------------|------|------------------------|
| 1) | 平成13年6月24日～7月7日 | <受入> | 学部学生9名，引率職員2名 |
| 2) | 平成13年7月3日～7月17日 | <派遣> | 学部学生4名，大学院学生6名 |
| 3) | 平成15年2月9日～2月21日 | <受入> | 学部学生12名，大学院学生2名，引率職員2名 |
| 4) | 平成15年10月17日～10月30日 | <派遣> | 学部学生12名，大学院学生2名，引率職員3名 |
| 5) | 平成17年8月16日～8月26日 | <受入> | 学部学生10名，大学院学生4名，引率職員2名 |

本プログラムは、約10日～2週間にわたり、相手校を訪問し交流を行うもので、相手国の文化や教育に関する研修、相手校の学生との合同セミナー、附属学校の参観・授業実践、相手方学生の家庭でのホームステイ交流、地域見学・研修などの多種多様な交流プログラムにより構成されており、訪問期間中は、受入側大学が宿所や食事を提供する形態で実施されている。

平成17年度に本学において実施した受入プログラムでは、本学のフレンドシップ事業と連携し、「学びのひろばin妙高」において、韓国人大学生と上越地域の児童との交流を上越国際交流協会の共催を得て実施するなど、体験的な活動を多く取り入れ、プログラム内容の充実を図った。（プログラム内容については、[別添資料10-2-4「2005年度韓国教員大学校短期留学プログラム（受入れ）の実施」]のとおり）

また、本プログラムのうち、韓国教員大学校への派遣については、従来から実施している「海外教育（特別）研究」とプログラムの内容的に共通する部分が多く、授業科目としてカリキュラムに位置づけることが、参加学生の募集や評価の上でも有効であるため、平成18年度からは「海外教育（特別）研究C」として開講し、実施することとした。

「海外教育（特別）研究」は、協定校訪問を含む短期の海外研修プログラムとして実施しているが、これについては、観点10-2- の項において詳述する。

国際交流推進室では、(別添資料10-1- - 1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方(平成14年6月19日運営評議会承認)」参照)に掲げる「学生の海外派遣の充実」及び「異文化理解マインドをもった教員の養成」という2つの目標を踏まえ、中期計画・年度計画にしたがい、これらの目標を実現するための方針を検討し、平成16年度に「学生交流の方針案」(別添資料10-2- - 5「学生交流の方針案」参照)を策定した。国際交流推進室では、この方針に沿って上述した海外協定校との教育交流活動をはじめとする学生の海外研修・交流プログラムの開発・充実を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

国際交流推進室が策定したの方針のもと、留学生の派遣・受入れ及びその他の交流プログラムの実施により、海外協定校との教育交流活動は活発に行われていると判断される。

とくに、韓国教員大学校との学生交流プログラムは、学生の相互訪問による交流として、内容において特色あるものであり、同校との交流の推進に大きな成果を収めている。

観点10-2- : 学生の短期海外研修が定期的に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

本学における学生の短期海外研修として、まず挙げられるのが「海外教育（特別）研究」である。

過去5か年の実施状況は、以下の表のとおりである。

年度(回数)	実施国	訪問先	参加学生数(学部・大学院, 学年別)							引率 職員	
			1	2	3	4	M1	M2	他		計
平成13年度(第19回)	韓国	韓国教員大学校, 現地諸学校	5			4	7	4		20	3
平成14年度(第20回)	オーストラリア	ウエストミンスター校(アデレード), シドニー	9	4		1	10	3		27	4
平成15年度(第21回)	オーストラリア	ドニー	11	2		2	3	2		20	3
平成16年度(第22回)	アメリカ合衆国	アイオワ大学, 現地諸学校,	17			4	5		1	27	3
平成17年度(第23回)	アメリカ合衆国	ニューヨーク	7			3	6			16	2

海外教育（特別）研究は、学部及び大学院にそれぞれ開設されている授業科目である。

【学部】 「海外教育研究」(人間教育学関連科目/実践的人間理解科目/異文化理解)

実習2単位, 1年次, 自由科目

【大学院】 「海外教育特別研究」(専攻科目/専門科目/学習臨床に関する科目/教育方法臨床関係)

実習2単位, 選択科目

本授業科目は、海外の教育現場の視察やその他の交流をとおして、実際に異文化を体験することにより、海外の教育事情や異文化に対する理解を深めることを目的としており、約10日間の海外研修の他に、語学学習を含めた事前学習・準備から帰国後の報告会、報告書作成までをその授業内容としている。

海外研修におけるプログラムの内容は、海外協定校等の訪問・交流や現地の小・中・高等学校の視察、授業参観、その他文化施設等の見学であるが、平成14年度(第20回)の海外教育(特別)研究からは、現地の学校における授業実践による外国の子どもたちとの直接的なふれ合い体験をプログラムの中心に据えている。実際の授業体験を通じて異文化理解を図ることを目指し、「異文化理解マインドをもった教員の養成」という本学国際交流

推進の目標に沿うようにプログラムの充実を図ってきた。(平成17年度の海外研修の実施日程は、[別添資料10-2-1「平成17年度海外教育(特別)研究実施日程」]のとおり)

また、本授業科目は、国際交流推進室が科目開設の主体となっており、国際交流推進室が授業科目担当者として授業の計画、実施から受講者の評価までを担っている。授業内容の骨子は国際交流推進室の研修プログラム部会において検討し、各年度に開講される授業は、国際交流推進室長が指名する教員によって実施される。

なお、中期計画及び年度計画に沿い、海外教育(特別)研究のプログラム内容の充実を図るため、国際交流推進室で検討を行った結果、カリキュラムの改正により「海外教育研究に関する授業科目」を拡充し、平成18年度入学者の教育課程から実施することとした。

すなわち、海外教育(特別)研究を、実施国別に次のA～Cの3つの授業科目に分け、複数科目を開設することとした。

- ・海外教育(特別)研究A(オーストラリア)
- ・海外教育(特別)研究B(アメリカ合衆国)
- ・海外教育(特別)研究C(韓国)

このことにより、本プログラムの実施(訪問)国を明確にし、各実施先の特徴を活かしたプログラムと事前学習を充実させるとともに、学生が複数の科目(プログラム)を受講することを可能としたものである。

このうち、AとBは、ともに英語圏で実施するプログラムであり、現在のところ交互の隔年開講を予定している。これらの科目では、異文化理解の深化とともに、同じく中期計画の中で目標とされている外国語コミュニケーション能力の育成を図ることを目的とし、プログラムの充実を図ったものである。

また、Cについては、観点10-2-の項で述べたとおり、韓国教員大学校との学生交流事業として実施していた短期留学プログラムを授業科目化したものである。

海外教育(特別)研究A～Cの各科目の内容は、授業シラバス(別添資料10-2-2「海外教育(特別)研究A～Cシラバス(平成18年度)」参照)のとおりである。

学生の短期海外研修としては、この他に各協定校が実施している短期の研修プログラム(アイオワ大学、ハルビン師範大学、北京師範大学)があり、留学フェアなどで学生への周知を図っている。(別添資料10-2-2「派遣留学生助成事業」参照)

また、平成16年度、平成17年度の2回にわたり、サザンクロス大学(オーストラリア)における短期英語研修プログラムを学生の自主研修として斡旋し、実施した。このプログラムは、本学の春期休業期間中に参加可能な約2週間の英語研修で、外国語コミュニケーション育成のために有用で、かつ比較的安価な費用で参加できる短期間の自主研修プログラムとして学生に広報したものである。平成16年度は6名、平成17年度は7名の学生の参加があった。(別添資料10-2-3「サザンクロス大学(オーストラリア)短期英語研修プログラム募集資料」参照)

国際交流推進室では、このほか、学長特別補佐(国際交流担当)を中心に、大学院学生を対象とした海外でのインターンシップ・プログラムの開発についての検討を進めており、平成18年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)の取組として申請した「海外理解マインドの育成」が採択された。(別添資料10-2-4「平成18年度大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)申請書」参照)

(分析結果とその根拠理由)

学生の短期海外研修は、「海外教育(特別)研究」が授業科目として開設され、定期的実施されており、そのプログラム内容についても充実が図られている。

観点10-2- : 異文化理解に関する教育が行われているか。

(観点・指標に係る状況)

本学学校教育学部教育課程では、「異文化理解科目」として以下の表のとおり授業科目が開設されており、異文化理解と異文化理解のために必要とされる外国語コミュニケーション能力の育成が図られている。

平成17年度 学校教育学部 異文化理解科目

科目名				単位取得者数
コミュニケーション英語A	必修	P 1	1年次	169
コミュニケーション英語A	必修	P 1	1年次	167
コミュニケーション英語B	必修	P 1	1年次	170
コミュニケーション英語B	必修	P 1	1年次	167
コミュニケーション英語C	必修	P 1	2年次	173
コミュニケーション英語C	必修	P 1	2年次	159
ドイツ語コミュニケーション基礎	選択必修	S 2	1年次	116
ドイツ語コミュニケーション基礎	自由	S 2	1年次	10
ドイツ語コミュニケーション応用	自由	S 2	2年次	2
ドイツ語コミュニケーション応用	自由	S 2	2年次	2
中国語・中国事情	選択必修	S 2	2年次	42
中国語・中国事情	自由	S 2	2年次	(休講)
ロシア語コミュニケーション	選択必修	S 2	1年次	15
アメリカ事情	選択必修	S 2	2年次	3
韓国語文化論	選択必修	S 2	2年次	5
ラテン語	選択必修	S 2	1年次	25
国際交流セミナー	選択必修	S 2	2年次	7
日本語・日本事情	選択	S 2	1年次	25
日本語・日本事情	選択	S 2	1年次	22
海外教育研究	自由	P 2	1年次	10

教育課程における上記のような授業科目以外にも、異文化理解を深めるためのプログラムとして、前項までで述べた協定校との教育交流活動(観点10-2-の項参照)や学生の短期海外研修(観点10-2-の項参照)があり、これらのプログラムについては、留学フェアや新入生オリエンテーションなどの機会を通じて学生への広報を行っている。

また、学内における国際交流行事などにおいても、学生の積極的な参加を求め、外国人との直接的な交流の機会を設けることで、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図っている。具体的な事例としては、「フルブライトメモリアル基金による米国教育者の訪問受入における本学学生との意見交換会」(平成16年6月)、「ウエストミンスタースクール(オーストラリア)訪問団受入における学生ボランティア」(平成17年4月、10月)、「韓国教員大学短期留学プログラムによる訪問学生受入におけるホームステイ交流」(平成17年8月)、「留学生チューター希望学生の予備登録」(平成18年3月)などについて、参加学生の募集を行った。

なお、本学中期計画に基づき、学部教育において異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図

る方策の1つとして、平成16年度～平成17年度に国際交流推進室において、諸外国語の検定資格を外国語コミュニケーションの授業科目の単位として認定する制度の活用について検討を行った。すでに単位認定制度が整備されている英語の例にならい、英語以外の諸外国語（ドイツ語、中国語、ロシア語）に係る異文化理解科目について、認定制度の適用が可能であるか調査検討を行ったもので、その結果、ドイツ語検定資格の異文化理解科目への単位認定制度の整備について原案をとりまとめ、教務委員会に対して検討を依頼した。（別添資料10-2-1「ドイツ語検定資格の単位認定案（国際交流推進室）」参照）

なお、英語検定資格の単位認定については平成13年度から実施されているが、平成16年度に「TOEIC」テストの成績について英語コミュニケーションに関わる授業科目の単位認定を行った事例がある。（別添資料10-2-2「既修得単位の認定（H16.7.21教授会資料）」参照）

（分析結果とその根拠理由）

本学教育課程の開設科目及び観点10-2-の項に記述した「海外教育（特別）研究」の実施等により、本学では、異文化理解に関して十分な教育が実施されていると判断される。

観点10-2-：外国人留学生を積極的に受入れているか。また、支援制度・設備が整っているか。さらに、外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があるか。

（観点・指標に係る状況）

外国人留学生の過去5年間の本学受入れ状況は以下のとおりである。「留学生受け入れ方針」（別添資料10-2-1「留学生受け入れ方針」参照）を定め、その方針にのっとり、質の高い留学生を積極的に受け入れている。また、交流協定校からの受入れも積極的に推進している。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
博士課程学生	1	1	1	2	4
修士課程学生	24	25	22	27	27
学部学生	1	1	1	1	0
特別研究学生	1	3	1	4	3
研究生	20	16	16	14	7
計	47	46	41	48	41

うち協定校受入	3	2	3	3	3
---------	---	---	---	---	---

外国人留学生の支援制度・設備の整備に関しては、平成16年度以後、修学支援 生活支援 日本語支援 連携支援 を中心に、具体的支援を行ってきた。各支援の目標と具体策は「留学生各種支援の目標と具体案」（別添資料10-2-2「留学生各種支援の目標と具体案」参照）にまとめ、その後、支援目標と具体策についての理解と協力を求めるために「留学生支援に関する教員向け説明会」（別添資料10-2-3「留学生支援に関する教員向け説明会」参照）を実施し、留学生及びチューターにも説明会を実施した。（別添資料10-2-4「留学生オリエンテーション、チューター説明会」参照）

さらに留学生の修学支援体制及び生活支援体制を整備するため、平成17年度には支援組織の具体的な「役割」（別添資料10-2-5「留学生支援に関する役割について」参照）を定め、教授会において周知した。（別

添資料10-2-6「留学生支援に関する役割の周知」参照)

平成16年度以降に実施した主な支援制度は以下のとおりである。

- ・「留学生指導教員修学・生活指導報告書」の導入(留学生指導教員が担当留学生に関する把握を徹底することで、留学生指導・支援体制の強化を図った)。(別添資料10-2-7「留学生指導教員修学・生活指導報告書」参照)
- ・「留学生指導教員スキルアップ講習会」の実施(留学生指導教員が留学生を支援するために必要なスキルの向上をはかるため、他大学から専門講師を迎えた)。(別添資料10-2-8「留学生指導教員スキルアップ講習会」参照)
- ・「外国人留学生との意見交換会」の実施(本学の留学生支援を充実させる機会として、留学生からの意見や要望を聴く会を設けた)。(別添資料10-2-9「外国人留学生との意見交換会」参照)
- ・「チューター実施目標・報告書」の実施(チューター・留学生・留学生指導教員3者間でチューター実施目標及び計画を作成し、目標達成に向けた指導をチューターが行うことで、内容の濃い留学生指導の実現を図った)。(別添資料10-2-10「チューター実施目標・報告書」参照)
- ・「外国人留学生補講プログラム」の充実(研究生が入学資格として求められる日本語能力試験2級以上、大学院生がもつべき能力として求められる日本語能力1級以上の能力をさらに伸ばし、修学目標に支障をきたすことのない日本語能力を身につけるため、従来の日本語補講プログラムを見直し、留学生個々の力量を高めることができる体制づくりを行った)。(別添資料10-2-11「外国人留学生補講プログラム」参照)
- ・「J-T E S T(実用日本語検定)」の実施(日本語検定協会が実施する「J-TEST」に本学留学生を団体受験させることで、各留学生の日本語能力の向上を図った)。(別添資料10-2-12「J-T E S T(実用日本語検定)」参照)
- ・「上越教育大学国際交流推進後援会外国人留学生奨学生」制度の実施(本学国際交流推進後援会による本学独自の奨学金制度。私費留学生対象。年額10万円を5人に支給する)。(別添資料10-2-13「上越教育大学国際交流推進後援会外国人留学生奨学生」参照)
- ・「各種奨学金受給候補者選考基準」の見直し(本学が定める各種奨学金の受給方法についての見直しを図り、「社会との連携・国際交流への貢献」「生活態度・修学状況」「日本語能力」の項目を新たにつけ加えた)。(別添資料10-2-14「各種奨学金受給候補者選考基準」参照)

外国人留学生と地域との交流を深めるための支援制度については、本学では留学生が上越国際交流協会の活動に参加するなどして、市民との交流、スタディトリップ、異文化交流パーティなど多様な活動を月に1回以上行っている(別添資料10-2-15「外国人留学生等交流事業」参照)。また地域との交流を深めるため、本学では「国際交流のつどい」(別添資料10-2-16「国際交流のつどい」参照)を毎年3月に実施している。留学生と地域住民との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携など、留学生を豊かな人間関係のネットワークのなかに置くことが、国際交流・国際貢献につながると考え、連携支援の活動を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

外国人留学生については、質の確保に目を配りながら、積極的に受け入れていると判断される。

留学生支援については、留学生支援に関する4つの支援目標と具体的方策を定めたこと、各支援組織の役割を決めたことで、一層の充実が図られた。とくに「チューター実施目標・報告書」「留学生指導教員修学・生活指導報告書」「J-T E S T」「留学生指導教員スキルアップ講習会」の新たな導入は、留学生支援にとって効果の高い活動となった。

外国人留学生と地域との交流を支えるため、上越国際交流協会等との連携を重視し、数多くの交流事業が実施

されている。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

海外との教育交流，学生交流，海外研修などの活動について，教員養成系の単科大学としては，質・量ともに十分評価できるレベルにあると考える。大学院学生対象の海外インターンシップの構想など，今後の交流・研修プログラムのさらなる充実を期待する。

外国人留学生受入れのための支援及び環境整備については，各種支援の方策を実施に移し，着実に支援の効果を得ている。

(今後の検討課題)

海外協定校との教育交流については，欧米圏，アジア圏ともに，一方通行的な交流に陥るおそれがあり，均衡のとれた相互交流が行えるよう方策を検討する必要がある。その際には，インターネットなどのメディアを活用した交流についても考慮すべきである。

海外教育（特別）研究などの海外研修プログラムの充実が図られたが，その実施においては，大学側も参加学生も一定の費用と負担を要するものである。今後，プログラムを継続する当たっては，学生のニーズ，参加状況などを勘案しながら，評価・検討を行う必要がある。

外国人留学生の支援・交流については，上越教育大学国際交流推進後援会との連携をより密接にしていく必要があると考える。また「留学生の会」に対する活動支援や，日本人学生と留学生の連携支援を行っていく必要もある。

3 基準10-3：教職員の国際会議等への参加が活発に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-3 - : 教職員の国際会議等への参加が活発に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

過去3か年（平成15年度～平成17年度）における教職員の国際会議等への参加状況は，下表のとおりである。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
学習臨床講座	3	3	3
幼児教育講座			
学校教育総合研究センター	1		3
生徒指導総合講座	1	2	1
心理臨床講座	2	1	1
障害児教育講座	2		
言語系教育講座（国語）			
言語系教育講座（外国語）	1	2	1
社会系教育講座	1	1	
自然系教育講座（数学）	1		2
自然系教育講座（理科）		1	2
生活・健康系教育講座（保健体育）	3	2	1

生活・健康系教育講座（技術）	1		1
生活・健康系教育講座（家庭）	1	2	4
芸術系教育講座（音楽）	1		3
芸術系教育講座（美術）			
合 計	1 8	1 4	2 2

（注）海外出張・研修の用務内容により集計したデータである。

本学では、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10-1-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方（平成14年6月19日運営評議会承認）」参照）において、「異文化理解マインドを持った教員の養成」と「国際レベルでの学校教育とその教育者養成の研究推進」の2つを目的に掲げ、国際交流の推進計画を定めている。学术交流の推進に関するものは下記のとおりで、計画の2）にあるとおり、国際学会等への研究者の派遣を積極的に推進している。

1 学术交流の積極的推進

1) 研究者の受入れ

本学の研究水準をより高度なものにするため、海外の第一線の研究者との共同研究を推進するとともに、積極的な受入を実施する。

2) 研究者の派遣

本学の担い手となる若手研究者を中心に国際学会等へ積極的に派遣する。

3) 共同研究

協定校の研究者との共同研究の可能性を探るため、コーディネーターを中心に情報を交換し、積極的に共同研究を推進する。

本学では、この計画を実現のため、独立行政法人日本学術振興会が募集する各種国際交流事業（研究者派遣、研究者招へい、国際共同研究など）のほか、その他の団体による国際研究助成について、募集の案内を逐次学内の教員向けに周知している。

これらの研究助成事業の1つに日本学術振興会が実施する国際学会等派遣事業（文部科学省が平成15年度まで実施していた国際研究集会派遣研究員制度が移管されたもの）がある。平成16・17年度において本学から3件の応募申請を行ったが、いずれも採択されなかった。（ただし、うち1件は申請取下げ）

また、本学では観点10-1-1で述べたとおり、学内公募による海外との研究交流を実施しているが、平成16年度からは、その研究テーマの中に「若手研究者の国際学会等への参加」のカテゴリーを設け、募集を行っており、平成17年度に1件の学会派遣を採択・実施した。

なお、平成16年度と平成17年度に本学において、合わせて3回の国際シンポジウムを開催した。これについては、観点10-3-1の項において詳しく述べることとする。

（分析結果とその根拠理由）

教職員の国際会議等への参加は、上記の参加状況により活発に行われていると判断される。なお、上記参加状況には、国内で開催された国際会議等への参加は含まれていない。また、平成10年度～平成14年度の間の国際会議等への参加状況をみると、件数が突出している平成12年度を除いた平均の件数は、20件であった。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

該当なし

(今後の検討課題)

該当なし

4 基準10-4：国際共同研究・国際貢献が適切に取り組まれていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-4-：国際共同研究事業（各種団体）、科学研究費補助金、国際交流協定、「国際共同研究の実施・参画」に属する個別活動等による国際共同研究やその他の団体との連携を通じた国際貢献が適切に取り組まれていること。

(観点・指標に係る状況)

平成14年度～平成16年度の3年における各教員の国際研究プロジェクトへの参加状況は、以下の表のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
学習臨床講座	4	3	3
幼児教育講座			
学校教育総合研究センター			
生徒指導総合講座			
心理臨床講座	1	2	1
障害児教育講座			
言語系教育講座（国語）	1		
言語系教育講座（外国語）			
社会系教育講座	2	3	4
自然系教育講座（数学）			
自然系教育講座（理科）	3	3	3
生活・健康系教育講座（保健体育）			
生活・健康系教育講座（技術）			
生活・健康系教育講座（家庭）	2	1	1
芸術系教育講座（音楽）	2	4	2
芸術系教育講座（美術）			1
合計	15	16	15

(注) 各年度の自己点検・評価結果（各教員の教育活動、研究活動、社会との連携に関する状況調査）の集計データである。

本学が、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10-1-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方（平成14年6月19日運営評議会承認）」参照）において、国際的な学術交流を推進するために掲げた計画は、観点10-3-の項で示したとおりである。

その計画に基づき、本学が平成16年度以降に取り組んだ国際共同研究事業は、次のとおりである。

1) 協定校との研究交流

本学では、協定校ごとに置かれたコーディネーターの教員が協定校の研究者との情報交換の窓口となり共同研究等の研究交流を支援している。

学内公募による海外との研究交流（観点10-1- の項参照）では「交流協定締結校との研究者交流（共同研究など）」の κατηγοリーを設けており、平成16年度には3件の派遣、1件の招へいによる研究交流を実施した。

2) ハルビン師範大学との連携・支援事業

平成17年度から協定校であるハルビン師範大学（中国）との間で特別支援教育領域での連携・支援事業を開始した。本学障害児教育講座がハルビン師範大学と取り交わした連携事業に関する覚書に基づくもので、中国における特別支援教育領域の人材育成、プログラム開発を支援するため、本学教員を同大学に派遣し、講義を行うものである。（別添資料10-4- -1「上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターと哈爾濱師範大学国際交流処との障害児教育分野における連携事業に関する覚書」参照）

なお、この事業は、平成17年度、平成18年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）に申請したが、いずれも不採択であった。（観点10-1- の項参照）

3) 国際シンポジウムの開催

平成16年度と平成17年度に本学において、合わせて3回の国際シンポジウムを開催した。

これらのシンポジウムは、いずれも本学の教員が科学研究費補助金により実施した研究活動の一環で企画されたものであるが、本学の国際交流事業として位置づけ、共催の形で開催したものである。本学の協定校等から研究者を招へいし、本学を会場として開催した。（別添資料10-4- -2「国際シンポジウム開催案内」参照）

- ・東アジアの総合学習～カリキュラム研究の視点から

（平成16年7月1日、研究代表者：和井田清司教授）

- ・日韓の相互理解と国際理解教育

（平成16年11月10日、研究代表者：川村知行教授）

- ・日中の相互理解と国際理解教育

（平成17年11月12日、研究代表者：川村知行教授）

4) 科学研究費補助金（海外学術調査）

平成17年度の科学研究費補助金において、海外学術調査「東アジアにおける学校教育改革の共通性と差異の比較に関する総合的調査研究～カリキュラム改革と教師教育改革を中心に」（3か年計画、研究代表者：戸北凱惟副学長）が採択された。この研究は、日本、中国、韓国、台湾の東アジア地域における国際的な共同研究として、本学教員（研究分担者として6名参加）が中心となり、この地域に所在する本学協定校4校を含む海外の研究者との連携により実施されるものである。

5) 外国人研究者の受入れ

平成16年度～平成17年度における外国人研究者の受入状況は、次のとおりである。各外国人研究者は、受入教員・講座の支援を得て、本学において各々の研究テーマに従い、研究活動を行った。

氏名	国籍	現職	受入期間	派遣身分
Christopher B. Bjork	アメリカ 合衆国	バツサー大学教育学部 助教授	H17.7.13～ H18.7.12	米国人フルブライト研究者
包 満都拉	中国	内蒙古民族大学教育科 学学院 助教授	H17.10.1～ H18.9.30	文部科学省 中国政府派遣 研究員

Ernest Normand Savage	アメリカ 合衆国	ポーリンググリーン州 立大学技術学部 名誉 学部長	H18.3.15～ H18.5.14	日本学術振興会 外国人招 へい研究者（短期）
-----------------------	-------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------------

外国人研究者の受入れは、上越教育大学外国人研究者規程（別添資料10 - 4 - - 3「上越教育大学外国人研究者規程」参照）に基づき、国際交流推進室において受入れの可否について審議を行い、受入れを決定している。

なお、平成17年度には、外国人研究者の受入れを円滑に行うため、外国人研究者が学内で研究活動を行う場合の取扱いとして「外国人研究者の取扱いについて」（別添資料10 - 4 - - 4「外国人研究者の取扱いについて（平成17年8月1日実施）」参照）を定め、実施した。また同時に外国人研究者の受入れに当たっては、研究場所として専用の研究室を提供することとし、受入れ環境の整備を図った。

国際貢献に関する事業に関しては、国際交流推進室において、中期計画・年度計画に基づき、他機関・団体との連携を考慮し、本学が取り組むべき国際貢献についての情報収集と検討を行っている。

平成16年度には、文部科学省が大学等による国際開発協力の促進を目的として整備した「国際開発協力のための大学等データベース」に本学として登録し、国際開発協力関係機関等への情報提供を行った。また、JICA等の国際開発協力活動に実績のある教員2名が、同データベースに登録を行った。

（分析結果とその根拠理由）

上記に掲げた事例のとおり、各教員、各講座において、各種の国際共同研究・国際貢献活動が取り組まれている。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

該当なし

（今後の検討課題）

国際貢献に関する取組みについては、他の機関・団体との連携策を探り、継続して情報収集を行っていく必要がある。

5 基準10 - 5：国際交流を促進・支援する組織が設置されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10 - 5 - : 国際交流を促進・支援する組織が設置されており、機能しているか。

（観点・指標に係る状況）

本学において、国際交流及び留学生交流の推進に寄与するための中心的な組織として、国際交流推進室が設置されている。（別添資料10 - 5 - - 1「国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程，同部会細則」参照）

国際交流推進室は、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10 - 1 - - 1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方（平成14年6月19日運営評議会承認）」参照）に定める国際交流・留学生交流の推進計画に基づき、平成14年度に設置された組織である。発足当初は、国際交流に関する事項を審議するための機関として従前より置かれていた国際交流委員会と役割を分担し、並置されていた。

平成16年4月の法人化において、国際交流委員会と国際交流推進室の業務内容と機能が統合され、法人に置かれる組織として再発足したものである。

国際交流推進室は、学長が指名した副学長が室長になり、日本語・日本事情担当の専任教員、協定校担当者（コーディネーター）、学務部長、その他学長が指名した者により組織されている。また、国際交流推進室には、コーディネーター部会、留学生支援部会、研修プログラム部会の3つの部会が置かれ、国際交流推進室員がその構成員となっている。（構成員名簿は、[別添資料10-5-2「上越教育大学国際交流推進室構成員名簿」]のとおり）

国際交流推進室の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 国際交流及び留学生交流の推進に係る企画立案に関すること。
- (2) 大学間交流協定校の情報収集及び情報提供に関すること。
- (3) 地域と連携した国際交流の推進に関すること。
- (4) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (5) 大学間交流協定校等との研究者交流の推進に関すること。
- (6) 大学間交流協定校等との学生交流の推進に関すること。
- (7) 外国人留学生に対する研修プログラムに関すること。
- (8) 海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (9) 帰国外国人留学生に関すること。
- (10) 国際交流及び留学生交流に係る教員及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (11) その他国際交流及び留学生交流の推進に関する必要な事項

平成16年度及び平成17年度における国際交流推進室の主な審議事項は、次のとおりである。

- ・国際交流推進に関する方針の検討
- ・海外の大学との交流協定の締結・更新
- ・外国人留学生（研究生，特別聴講学生）の受入れ
- ・外国人留学生への支援目標と具体策，各種支援の充実
- ・留学生支援における各組織の役割
- ・上越教育大学国際交流推進後援会との連携
- ・外国人研究者の受入れ
- ・協定校との短期留学（派遣・受入れ）計画
- ・韓国教員大学校短期留学プログラム（受入れ）の実施
- ・教員研修留学生プログラム，日本語・日本文化研修留学生プログラムの検討・充実
- ・「海外教育（特別）研究」に係る教育課程の変更
- ・外国語検定資格の単位認定制度

平成16年度及び平成17年度に国際交流推進室が実施した主な事業は、次のとおりである。

ア) 外国人留学生の交流事業として，

留学生との意見交換会，留学生スキーのつどい，国際交流のつどい

イ) 外国人留学生支援のための事業として，

留学生オリエンテーション，外国人留学生補講プログラム（日本語補講等）の実施，「留学生指導教員修学・生活指導報告書」の導入，留学生チューターの配置及び「チューター実施目標・報告書」の実施，各種奨学金等の受給候補者の選考・推薦，「各種奨学金受給候補者選考基準」の見直し，J-TEST（実用日本語検定）の実施，入国管理局への取次申請制度の開始，留学生指導教員スキルアップ講習会

ウ) 学生の海外留学推進及び海外研修事業として、

留学フェア、海外教育（特別）研究、短期留学推進制度による派遣留学生の募集・選考

エ) 海外協定校等との交流事業として、

グラスゴー大学教育学部及びチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学との交流協定締結、韓国教員大学校との学生交流（受入れ・訪問）プログラム、特別支援教育分野におけるハルビン師範大学との連携事業、ウエストミンスター校（オーストラリア）訪問団の受入れ

オ) 海外との研究交流推進のための事業として、

学内公募による教員の研究交流（派遣・招へい）、外国人研究者の受入れ、外国人研究者の受入環境の整備

カ) その他として、

国際交流・留学生に関する情報発信を目的とした「国際交流のひろば」及びメールニュースの発行、大学ホームページ掲載内容の充実（英語版ホームページなど）

また、平成16年4月の国立大学法人化とともに、国際交流担当の学長特別補佐が配置され、本学の国際交流推進に係る企画・立案に当たるとともに、国際交流推進室及び各部会の構成員として国際交流推進室の運営にも参画し、中枢的な役割を担っている。

「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」に定める国際交流・留学生交流の推進計画では、「教職員の国際交流・留学生交流に関する認識を高め全学的な協力体制を強化するとともに、国際交流推進室の質的充実のため、教職員等からの定期的な経済的支援を行う。」とし「国際交流基金の設立」を計画に掲げている。この計画に基づき、平成14年度に学外組織である上越教育大学国際交流推進後援会が設立された。同後援会は、上越教育大学における国際交流の推進を支援し、教育及び学術研究の進展に寄与することを目的とし、各種の支援事業を実施している。（別添資料10-5-3「上越教育大学国際交流推進後援会会則、役員名簿」参照）

とくに外国人留学生への支援については、中期計画において、本学は同後援会と連携して各種支援の充実を図ることとされている。同後援会の主な支援事業として、次のような経済的な支援が実施されている。

- ・私費外国人留学生奨学事業（平成16年度より）（別添資料10-2-13「上越教育大学国際交流推進後援会外国人留学生奨学生」参照）
- ・協定校への短期留学生助成事業（平成17年度より）（別添資料10-2-2「派遣留学生助成事業」参照）
- ・韓国教員大学校との学生交流への支援事業（平成14年度、平成17年度）

なお、上越市の国際交流団体である上越国際交流協会（JOIN）には、役員として本学職員が運営に参画しており（協会顧問に副学長、協会理事に教員、事務系職員、留学生各1名が就任。）、本学では、同協会と緊密な連携を取りながら、国際交流・留学生交流の事業を行っている。とくに外国人留学生と地域社会、市民との交流活動において、同協会の主催行事や留学生への支援が大きな役割を果たしている。（別添資料10-2-15「外国人留学生等交流事業」参照）

（分析結果とその根拠理由）

本学において、国際交流を推進するための中心的な組織として、国際交流推進室が設置されており、他の組織との連携を図りながら、国際交流及び留学生交流推進のための様々な事業を展開している。

（2）優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

本学において、国際交流推進室は、各種の国際交流事業及び留学生受入れ・支援を推進するための組織として、他の組織との連携を図りながら、有効に機能している。

（今後の検討課題）

国際交流推進室の構成員はそのほとんどが学長指名により選出されており、国際交流推進室の運営において個人に頼る側面が大きいと言える。各構成員の選出が組織を基盤とするものでないことから、学内各組織の意見等を国際交流の推進に反映させていく方策が求められる。

基準10の自己評価の概要

本学の国際交流・留学生交流は、平成14年度に策定された「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」に基づき、国際交流推進室を中心組織として、教員養成大学における異文化理解、国際理解教育等を目的とする交流を積極的に推進している。

海外からの教職員の受入れ及び教職員の派遣（基準10-1）については、教員人事において外国人教員の雇用促進を図り、学内公募による教職員の海外研究交流を実施し、大学教育の国際化推進プログラムの申請・採択がなされるなど、適切に行われているといえる。

海外との教育交流及び学生交流（基準10-2）に関しては、日本学生支援機構の短期留学推進制度に基づく海外協定校との留学生の派遣・受入を実施しており、平成16年度より留学フェアを開催し、ホームページやニュースレターによる情報提供を行うとともに、ハルビン師範大学からの研究生・大学院学生の受入、韓国教員大学校との学生交流プログラムを実施するなど、活発な交流活動が行われている。また、本学創設当初より学生の短期海外研修として「海外教育（特別）研究」の授業科目が開設され、国際交流推進室が科目内容の充実と発展を図っているほか、学長特別補佐（国際交流担当）を中心に大学院学生の海外インターンシップ・プログラムの開発について検討を進めている。学部教育課程では、「異文化理解科目」による異文化理解と外国語コミュニケーション能力の育成が図られている。外国人留学生の受入・支援体制も年々整備されており、留学生・日本人学生・地域住民の連携とネットワーク作りが積極的に進められている。

教職員の国際会議等への参加（基準10-3）については、過去の参加状況から活発に行われていると判断され、日本学術振興会等の国際交流事業・国際研究助成の情報周知が教員に対してなされている。

国際共同研究・国際貢献の取り組み（基準10-4）は、協定校との研究交流、ハルビン師範大学との連携・支援事業、国際シンポジウムの開催、科学研究費補助金による海外学術調査、外国人研究者の受入など、各教員、各講座において積極的に行われている。

国際交流を促進・支援する組織の設置（基準10-5）に関しては、国際交流推進室が、他の組織と連携を図りながら様々な事業を展開しており、有効に機能しているといえる。